

正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう！

非正規労働者部会NEWS

大阪労連・非正規労働者部会

2013年3月27日 No.4

羽曳野市嘱託司書退職手当請求裁判 全面勝訴 「組合つくってほんまによかった」

○退職手当の支払い命じる

羽曳野市の図書館で10年間働いてきた嘱託司書2人が、羽曳野市を相手に退職手当の支給を求めて訴えていた事件で、大阪地裁堺支部は3月26日、原告の訴えを全面的に認めて羽曳野市に退職手当約200万円をそれぞれの原告に支払うよう命じる判決を下しました。

羽曳野市図書館労組の組合員である2人は、中央図書館の開設当時から嘱託司書として勤務してきましたが、一昨年3月末、有期雇用の期限である10年を迎えたことを理由に事実上の雇い止めにあいました。背景には市内3か所のコミセン図書館の運営を民間に業務委託した羽曳野市と教育委員会の方針がありました。その結果、原告らを含め7人の嘱託司書がその身分を失うことになりました。

今回の判決で裁判所は、原告の採用、勤務実態等を総合的に検討し、原告が地方公務員法第3条3項3号に規定されている「特別職」にあらず、「一般職」であると認定したこと、1年毎の雇用契約であっても実質的に雇用が継続しているのであれば退職手当条例第2条第2項にいう「引き続き12月を超えるに至ったもの」の要件を満たしているとして退職手当の支給を羽曳野市に命じたものです。

○「控訴せず手当の支給を！」と緊急申し入れ

市職労では3月27日、羽曳野市当局に対し、今回の判決について控訴しないこと、原告と同様の非正規職員に退職手当を支給すること、その他の常勤的な勤務をしている非正規職員に退職手当や一時金を支給する制度を確立することなどを緊急に申し入れました。



○「組合つくってよかったです。」

都合で判決を直接聞かなかった原告の一人は電話で率直に喜びを語りました。「ほんとですか。やったあ。組合つくってよかったです」。羽曳野市の図書館は9割の非正規職員が支えており、原告らも専門職としての誇りと自覚をもって仕事を続けてきました。

しかし、当局は原告を含む7人が10年有期の期限がきたことをきっかけに市内3か所のコミセン図書館の業務委託を強行。7人の再雇用もありませんでした。市民や図書館利用者からの応援もあったが、組合に入っていない職員からは「組合なんかつくるからこんなことされた」みたいな声も聞こえてきました。このままでは終われないと思い、市職労役員とともに南大阪法律事務所のドアをたたいたのが2年前。「ちょっと弁護士さんのところに行ってくるわ」と聞いた夫は「オレ、何か悪いことでもしたか？」と言った。弁護士や裁判と無縁な生活をしていた市民が、市長を相手に裁判を起こすことは尋常なことではなかったが、いったん決めたらその決意に迷いはありませんでした。

原告の2人には退職後、それぞれに新しい家族が増え忙しい中でも求職活動と育児と裁判と弁護団会議や裁判傍聴を続けてきた結果、その努力が報われました。この判決が全国の非正規職員を励ますと聞いてもう一度「組合つくってほんまによかった」と彼女たちは言っています。【大阪自治労連速報より】